

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和4年 第4回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和4年8月9日（火） 午前10時40分 から  
午前11時00分 まで

3 開催場所 川根本町総合支所 2階 教育長室

4 出席した者の氏名

(1) 委員 教育委員 鳥居 進、森下洋一、松下陽子、八木洋子  
教育長 山下斉

(2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 平松敏浩  
教育総務課管理主事 松本治樹  
教育総務課指導主事 守谷知佐子

(3) その他 なし

5 議 題

議案第13号 令和4年度川根本町立学校設置条例の一部改正について

6 会議資料の名称

議案第13号令和4年度川根本町立学校設置条例の一部改正について

7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和4年 第4回 川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配布のとおりです。

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第13号 「令和4年度 川根本町立学校設置条例の一部改正について」、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、議案第13号 「川根本町立学校設置条例の一部改正について」、提案理由をご説明いたします。今回の条例改正は学校再編計画により、中川根地区の3小学校が令和5年4月1日から1つの小学校に

再編される予定となっており、令和5年4月1日から施行するための条例を改正するものです。

改正の内容は、川根本町立学校設置条例第2条関係（別表第1）中における、川根本町立中川根第一小学校、川根本町徳山100番地。川根本町立中央小学校、川根本町立中川根南部小学校、川根本町下長尾281番地。を削除し（仮称）川根本町立中川根小学校を追加するとし、川根本町立中央小学校の住所川根本町上長尾1000番地はそのまま残すものとし、令和4年9月議会定例会に上程し、令和5年4月から運用できるよう条例改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案に対する意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって議案第13号「令和4年度川根本町立学校設置条例の一部改正」は、原案のとおり認定します。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、令和4年第4回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長： 山下 齊

委員： 森下 洋一

委員： 松下 陽子

委員： 八木 洋子